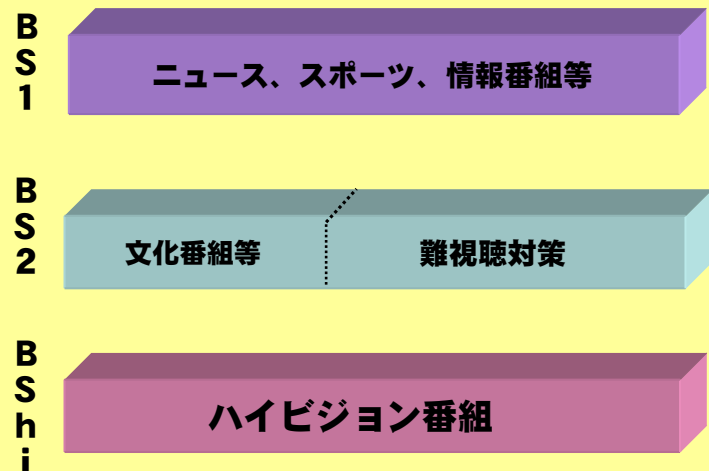


○ 放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第661号）【抜粋】

(D) ただし、(A)及び(B)の協会の放送は、(ア)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組（主たる放送の番組数）を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。

(注)
 (A)はBS1、BS2のデジタル放送、(B)はBS hiのデジタル放送、
 (ア)はBS1、BS2のアナログ放送を指す。

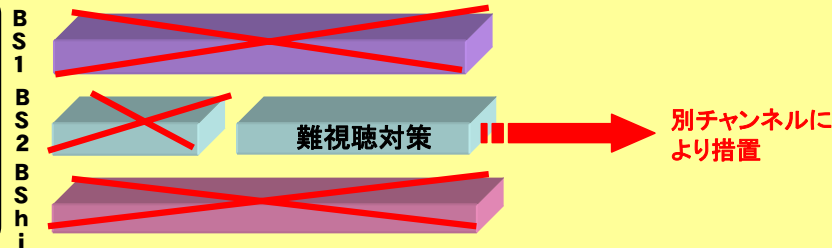
【現状】



◆ 今回の類型整理に関し、
 【パターン2】については、NHKシミュレーションの類型3
 【パターン4】については、NHKシミュレーションの類型1
 【パターン5】については、NHKシミュレーションの類型2
 に、該当。

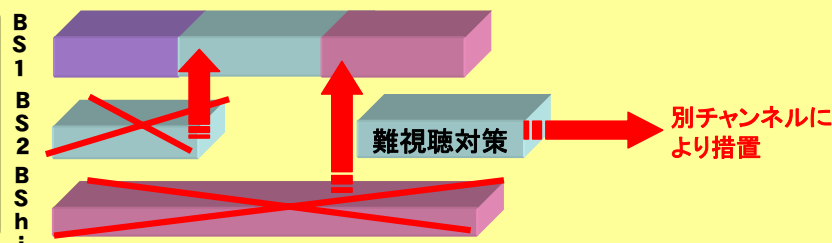
0波

【パターン1】
 NHKの難視聴対策については、別チャンネルにより措置し、難視聴以外の衛星放送から撤退



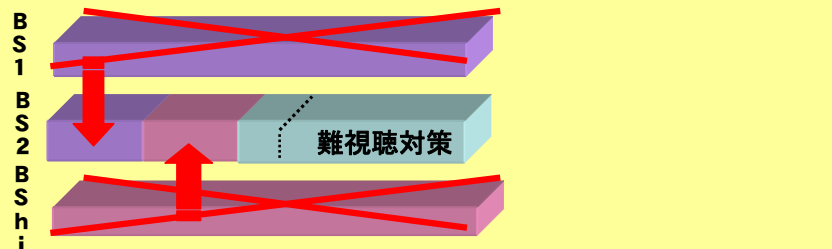
1波

【パターン2】
 NHKの難視聴対策については、別チャンネルにより措置し、難視聴対策以外の番組で構成されるチャンネルを1つ維持



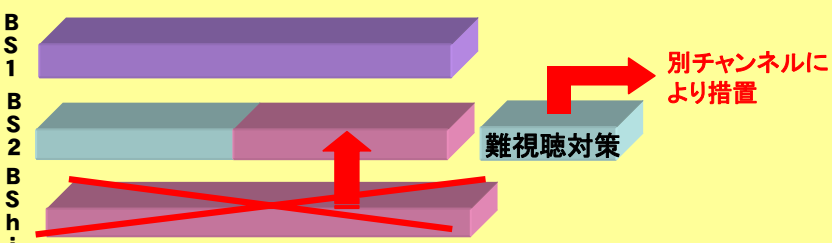
1波

【パターン3】
 NHKの難視聴対策については、現在と同様、BS2で措置し同じチャンネルの中で難視聴対策以外の番組も放送



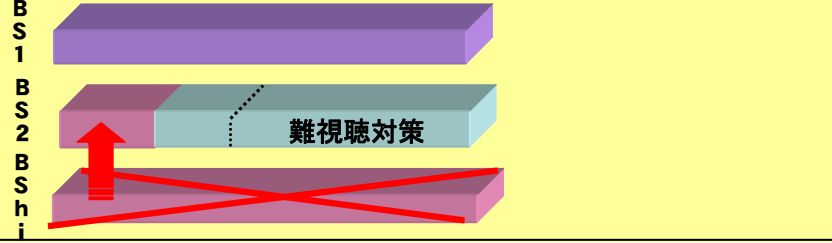
2波

【パターン4】
 NHKの難視聴対策については、別チャンネルにより措置し、難視聴対策以外の番組で構成されるチャンネルを2つ維持



2波

【パターン5】
 NHKの難視聴対策については、現在と同様BS2で措置し、全体で2チャンネルを維持



(注) 見直し後の各チャンネルの番組の構成については、様々なパターンが想定されるため、上記はあくまでも例示。